

## 公募要領 (逆走対策公募技術テーマⅣ)

### 1. 公募の目的

高速道路での逆走は、概ね2日に1回発生しており、正しく走行している方も巻き込まれ、正面衝突するなど悲惨な事故が後を絶ちません。

この度、2024年7月24日に開催された「高速道路での逆走対策に関する有識者委員会（以下、有識者委員会）」（第7回）において、今後の逆走対策の方針を報告した事を踏まえ、以下に示す逆走対策技術について、現場検証及び評価の対象となる技術（開発中も含む）を公募するものです。

応募技術の中から選定された技術は、有識者委員会等と適宜連携をとり、高速道路会社の直轄現場及び高速道路会社より提供するデータ等に基づき現場検証を行い、実用性に係る効果及び課題について評価し、一定の効果が認められた技術については、有効な対策（技術）として公表するものとします。

本公募要領では、技術を幅広く求める観点から対象とする「逆走対策技術」について、次のとおり定義し区分します。

テーマ [Ⅳ]

【公募対象①】 既存の道路管理設備（CCTV カメラ）を活用し逆走車両を検知する技術

【公募対象②】 検知された逆走車両の情報に基づき逆走車両及び順走車両へ注意喚起警告する技術

### 2. 公募技術

#### (1) 公募技術（基本事項）

本公募は、より効果的な逆走対策として、現場検証及び評価の対象となる技術（開発中も含む）を求めるものです。ここでは、現場適用性を十分に確認できていない技術について、現場検証・評価を通じ、その活用を促すことと、更なる実用性を高めるための開発・改良を促すことの両面のねらいがあることから、公募の対象としては、現場検証を通じ実用性の確認やその更なる向上が期待される技術、かつ、短期（概ね2年以内）に実用化が見込まれる技術とします。

ただし、社会情勢や技術的知見の変化等によって、公募技術に求める内容に変更があり得ます。

#### (2) 公募技術の具体事項

##### 【公募技術例】

あくまで例示であり、これらの技術に限定するものではありません。

- 1) CCTV カメラ映像より AI 画像処理を用いて逆走車両を検知し、逆走車両情報（逆走を検知した位置の緯度経度情報、路線情報、逆走車両の特徴等）を csv 形式、テキスト形式等データ化及び検知時の逆走車両の映像や画像等を外部送信する技術
- 2) 検知システムより送信された逆走車両情報に基づき、スマートフォンのアプリケーション等

において、逆走車両が発生した道路名、インターチェンジ区間名、逆走車両の特徴等を音声により注意喚起し、スマートフォンの振動機能も併用する技術

[公募対象①] 逆走車両検知技術

	内容
基本要件※ <sup>1</sup>	<p>I. CCTVカメラ映像（固定画角）による逆走車両の検知ができること。  <b>【検知条件】</b>9時～16時の晴天時において逆走車両検知率90%以上であること。ただし、汚れ、水滴、他車両等による遮蔽がない映像による。なお、誤検知率は10%未満とする。（逆走車両以外の人・動物・物体の影・路肩駐車を逆走事象として検知する場合の誤検知率。なお、順走車両は逆走事象として検知してはならない。）</p> <p>II. 検知システムは、逆走を検知した際の逆走事象発生に関する情報を外部送信できること。</p> <p>III. 検知システムは、逆走検知情報（検知日時・検知位置等及び検知時の画像等）を蓄積し、PCまたはモバイル端末等で確認ができること。</p> <p>IV. 現場検証にあたり、応募者又は応募者の外注により検証を実施できること。</p>
公募技術に期待する項目※ <sup>2</sup>	<p>A) 積雪寒冷地での検知ができること。</p> <p>B) 道路管理者が管制センター等で、逆走情報を受信し車両確保・注意喚起等の業務を遂行するにあたり、これらの運用面に配慮した逆走検知情報について十分な精度が得られる見込みであること。（例：逆走検知時の画像より逆走車両を明確に確認ができる等）  ※応募技術に逆走検知の実績が無い場合は、別の適用事例における性能でもよい  ※技術開発等により、性能向上を目指す場合は具体的な方策を技術提案書に記載すること。</p> <p>C) 逆走車両検知率100%、誤（過剰）検知率0%であること。</p> <p>D) 逆走を検知した位置の緯度経度情報及び路線情報（道路名・上下線別・IC区間名・キロポスト・CCTVカメラ位置等）及び逆走車両の特徴（車種・車色等）の情報を外部送信できること。</p> <p>E) 検知システムは、より多くのCCTVカメラ映像の逆走検知処理ができること。</p> <p>F) 逆走車両の検知から外部送信が概ね1分以内でできること。</p> <p>G) CCTVカメラの操作等により、画角が変わった場合でも検知できること。</p> <p>H) 道路事象（交通事故・落下物等）が検知できること。</p>

※1 基本要件は、全てを満たすことを原則とします。

※2 公募技術に期待する項目は、満たす程度が高いほど評価が高いものとなります。

[公募対象②] 注意喚起警告技術

	内容
基本要件※ <sup>1</sup>	<p>I. 検知された情報を受信または取得したうえで、順走車両に対し警告ができること。</p> <p>II. 警告システム等は、警告した情報データ（逆走検知情報の受信及び警告日時、警告内容等）を蓄積できること。</p> <p>III. 現場検証にあたり、応募者又は応募者の外注により検証を実施できること。</p>
公募技術に期待する項目※ <sup>2</sup>	<p>A) 逆走車両に、逆走している旨の警告ができること。</p> <p>B) 車両側デバイス類において、視覚的または聴覚的な警告ができること。</p> <p>C) 逆走車両の検知位置から、3IC 範囲内の高速道路を走行している順走車両への警告が可能であること。</p> <p>D) 逆走検知情報を受信または取得した時刻から、車両側デバイス類での警告が概ね1分以内であること。</p> <p>E) 逆走を検知した位置の路線情報（道路名・上下線別・IC 区間名・キロポスト・CCTV 位置等）及び逆走車両の特徴（車種・色等）等の情報の警告ができること。</p> <p>F) 受信した逆走検知情報の警告頻度を任意に設定できること。 （※例：1分間に数回の頻度で配信する等）</p>

※1 基本要件は、全てを満たすことを原則とします。

※2 公募技術に期待する項目は、満たす程度が高いほど評価が高いものとなります。

(3) 応募技術の条件等

応募技術に関しては、以下の条件を満たすものとします。

- 1) 現場検証対象技術の決定、現場検証、評価に関わる者（有識者委員会等）及び高速道路6会社※<sup>3</sup>に対して、応募技術の内容を開示しても問題がないこと。
- 2) 応募技術を現場検証する上で、関係する法令に適合していること。
- 3) 応募技術を、本公募における現場検証及び評価を行う、または、公共事業等の一般的な調達手続きで活用する場合に、特許権等の権利が障害や制約にならないこと。
- 4) 「公募対象①」及び「公募対象②」は、両技術に応募することが可能である。

※3 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社

3. 応募資格

応募者は、以下の条件を満たすものとします。

- (1) 「民間企業※<sup>1</sup>」、民間企業と共同開発している「個人」または「大学等※<sup>2</sup>」であること

※1 民間企業同士の提携による共同開発による応募も可能とします。（以下、提携企業）

※2 大学等とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、国立試験研究機関、公立試験研究機関、

特殊法人、国立研究開発法人、社団法人、研究組合等をいいます。

- (2) 東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第16号）第6条、中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条及び西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第7号）第6条の規定に該当しない者であること。
- (3) 技術提案書の提出時点において、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社から競争参加資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

#### 4. 応募方法

##### (1) 資料の作成及び提出

応募資料の提出方法は電子データによるE-mailでの送信とします。なお、ZIPファイルは弊社情報セキュリティの関係上受領不可とします。電子データが合計10MBを超える場合は大容量ファイル送信サービス等により送付してください。

##### (2) 提出先

〒100-8979 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルディング  
東日本高速道路株式会社 管理事業本部 交通部 交通技術課 逆走対策技術公募担当宛  
E-mail: gyakusou\_koubo@e-nexco.co.jp  
※E-mailの送付件名は「逆走対策技術テーマIVの応募」とします。  
なお、メール受領後、受領確認通知をメール送付します。

#### 5. 公募受付期間

令和6年12月20日（金）～令和7年2月28日（金）  
（締切日は、E-mailによる提出で17:30まで受付を行います。）

#### 6. 説明会

応募状況に応じて、公募受付期間内において、希望者を対象にWEB会議による公募要領等に係る説明会を開催する場合があります。開催時期は概ね以下の期間を予定しております。説明会の開催を希望する場合は、本要領11.(8)に記載のメールアドレスに令和7年1月15日（水）までに連絡をお願いします。

- 説明会開催期間：令和7年1月下旬～2月上旬

#### 7. ヒアリング

提出された応募資料で不明な箇所が有る等の場合は、ヒアリング等を実施することがあります。なお、ヒアリング等を実施する場合は、ヒアリング等の実施時期、方法及び内容等について、別途、連絡調整します。

## 8. 現場検証対象技術の選定

### (1) 選定方法

応募資料、ヒアリング等及び別添資料1「技術提案書評価基準」に基づき、技術の開発状況ならびに現場検証実施段階で想定される完成度から、現場検証及び評価に適しているか否かを判断し、現場検証対象技術を選定します。また、選定は1社とは限りません。複数社を選定する場合があります。

なお、1社又は提携企業が公募対象①及び公募対象②どちらも応募した場合は、両方の技術を選定する場合があります。

### (2) 選定結果の通知・公表

応募者に対して選定結果を記した文書で通知します。結果の通知・公表の時期は、令和7年4月末頃を予定しておりますが、応募状況等により変更する場合があります。また、非選定通知を受けた場合、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まず）以内に、書面（様式は自由）により、非選定理由について説明を求めることができます。（非選定理由の説明書請求は郵送（書留郵便に限る）することにより受け付けます）。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行います。

### (3) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部または一部を取り消すことがあります。

- 1) 選定の通知を受けた者が、虚偽その他不正な手段により選定されたことが判明したとき
- 2) 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき
- 3) その他、選定の取り消しが必要と認められたとき

## 9. 現場検証

本要領「8. 現場検証対象技術の選定」に基づき選定された技術は、次のとおり現場検証を行います。

### (1) 検証場所

現場検証については、各応募者からの検証希望箇所及び方法に係る提案を踏まえて、適宜、協議の上、決定します。但し、応募技術の特性や現場状況等によっては、検証希望箇所以外の場所で現場検証を実施する場合があります。

また、新規開通前、通行止め区間等での検証を希望される場合はご提案ください。選定者同士で、希望箇所が重複した場合、検証箇所を調整させていただく場合があります。希望する箇所で検証を行う際の、検証に関する条件等の留意事項があれば、技術提案書に記載してください。

### (2) 検証方法

#### 1) 検証内容

現場検証では、提出された技術提案書に基づく検証方法の実現可否について、下表に示す検証を行う予定です。

		検証内容
公募対象①	検証フェーズ1	別途貸与する CCTV 映像（逆走映像等）より逆走を検知し、その情報を外部送信し、PC またはモバイル端末等で逆走検知内容を確認
	検証フェーズ2	検証フェーズ1で確認された性能及び機能が支障なく動作可能か、公募対象②と対向して一連の動作状況を確認※1※2
公募対象②	検証フェーズ1	検証用 PC 等からのダミーデータ送信により、高速道路を走行中の試験車両に注意喚起警告が可能か確認
	検証フェーズ2	検証フェーズ1で確認された性能及び機能が支障なく動作可能か、公募対象①と対向して一連の動作状況を確認※1※2

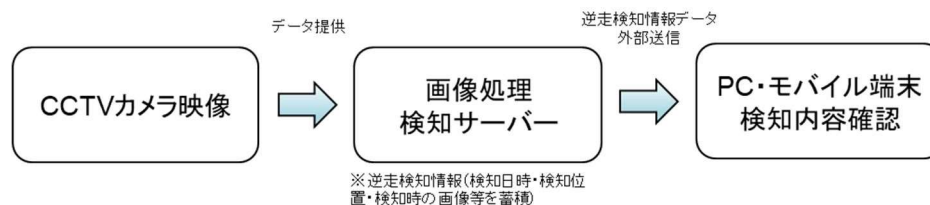
※1 対向して検証を行う技術の組合せを、別途、各現場検証対象技術の選定者と高速道路3会社※3とで協議し、決定するものとします。

※2 1社または提携企業における応募において、公募対象①及び②どちらも現場検証対象技術に選定された場合は、1社または提携企業の者のみで検証フェーズ2を実施する事とします。

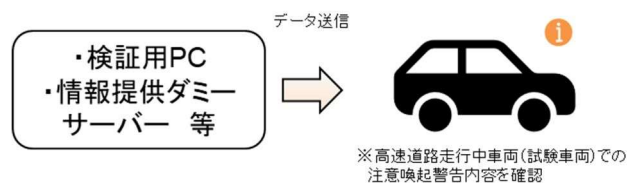
※3 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社

➤ 検証フェーズ1 イメージ

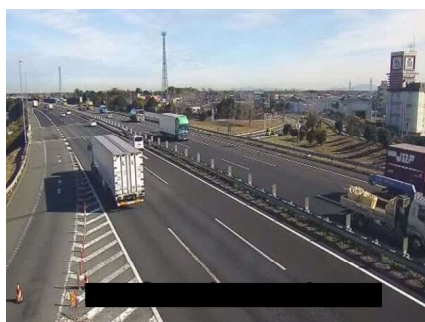
[公募対象①] 逆走車両検知技術



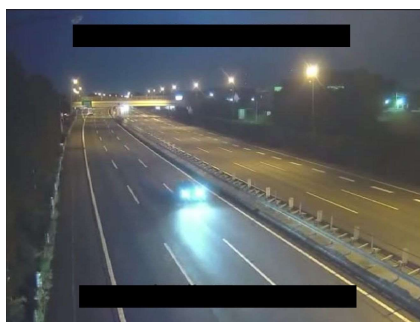
[公募対象②] 注意喚起警告技術



I. 検証用 CCTV 映像イメージ



(昼間)



(夜間)



(雨天)



(積雪)

【参考】施設機材仕様書集 通信 CCTV 設備標準仕様書 購入先

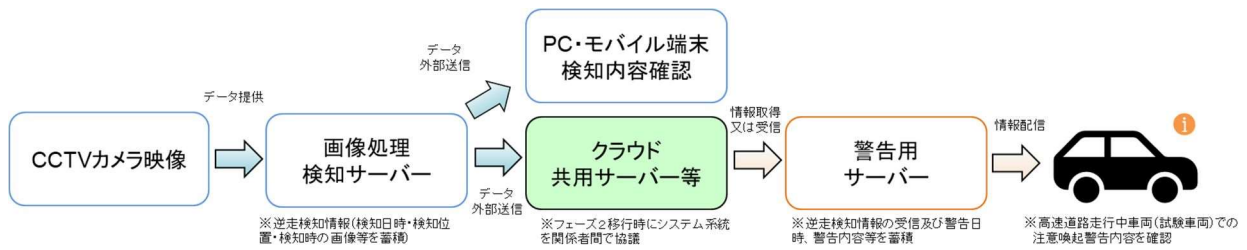
<https://shop.ri-nexco.co.jp/item/670/>

II. 逆走検知情報の外部送信イメージ

csv 形式、txt 形式、tif 形式及び JSON 形式等のデータ形式による外部送信を想定

項目 (例)	内容 (例)	記載 (例)
事象	逆走	
検知日時	年, 月, 日, 時, 分, 秒	2024, 12, 26, 12, 30, 05
路線名	〇〇自動車道	東北自動車道
区間名	〇〇IC~△△IC	那須 IC~白河 IC
方向	上り, 下り	上り
検知位置 (キロポスト)	〇〇KP	51.2KP
検知位置 (緯度経度情報)	緯度, 経度	35.65, 140.12
検知車両速度	〇〇km/h	80 km/h
車種	軽トラック等	
車色	白	
逆走検知時の画像		

➤ 検証フェーズ2 イメージ



2) 検証期間

検証開始（令和7年5月（予定））から概ね1年半程度を予定しておりますが、検証状況等により変更する場合があります。

3) 検証項目

検証項目は次のとおりとします。

	検証項目
公募対象①	A) 各フェーズにおいて、本要領「2. 公募技術」における「基本要件」に示す性能及び機能等の確認 B) 各フェーズにおいて、本要領「2. 公募技術」における「公募技術に期待する項目」に示す性能及び機能等の確認 C) 検証において新たに確認が必要な事項
公募対象②	A) 各フェーズにおいて、本要領「2. 公募技術」における「基本要件」に示す性能及び機能等の確認 B) 各フェーズにおいて、本要領「2. 公募技術」における「公募技術に期待する項目」に示す性能及び機能等の確認 C) 検証において新たに確認が必要な事項

4) 検証の費用負担

現場検証に係る費用として、以下の項目は高速道路会社が負担し、それ以外は応募者の負担とします。不明な点は、適宜、協議の上、決定します。

- ・ 高速道路上での現場検証における交通規制及び交通安全確保に必要な費用
- ・ 高速道路敷地で現場検証を行う場合の検証場所の確保に関する事項  
 （ただし、応募者が本来実施すべき安全確保は除く。また、現場検証に係る応募者の保険は、応募者の負担とします）。

5) 評価・選定

現場検証完了後、下表に示す視点を基本として評価を行い、有効な対策として選定し、公表いたします。なお、選定は1社とは限りません。複数社を選定する場合があります。

結果の通知・公表の時期は、令和9年2月頃を予定しておりますが、現場検証の進捗等に



より、技術としての機能、性能及び現場の適合性等が確認されたものから順次、評価・選定する場合があります。

	評価内容
公募対象① 及び公募対象②	A) 検証項目に対する達成度 B) 検証を通じて把握された課題及び効果

## 10. 応募資料

応募資料は参加表明書及び技術提案書とし、A4版とします。また、公募対象①及び②どちらも応募する場合、技術提案書（様式3及び様式4）は公募対象①及び②それぞれを作成し、応募技術がそれぞれの基本要件や期待する項目等に該当する内容が確認できるよう記載してください。

### (1) 参加表明書（様式1）

参加表明書にて、応募資格の確認を行います。

### (2) 技術提案書（様式2、様式3、様式4）

#### 1) 記載内容

様式	記載内容	留意事項
様式2	[表紙] 技術提案書	
様式3	① 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案内容を実現するための実施体制を記載すること</li> <li>また、配置予定技術者を記載すること</li> <li>配置予定技術者は応募技術及び現場検証に対して十分な知識を有するとともに、それを具体化する能力を持ち合わせた者とする。</li> <li>提携企業により応募する場合は、それぞれの企業における実施体制を記載すること。</li> </ul>
	② 計画工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>検証期間に留意した工程とすること※1・※2</li> </ul>
様式4	③ 公募技術名	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募する技術名を記載</li> </ul>
	④ 技術概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募テーマの技術特性に応じた技術概要を明確に記載すること</li> <li>従来技術及び類似技術と比較し、基本要件を満足するための技術・方法等について可能な限り具体的な内容を記載すること</li> <li>従来技術では基本要件を満足しない場合、向上が見込まれる技術についても可能な限り具体的な内容を記載すること</li> </ul>
	⑤ 基本要件及び期待する項目に対する特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募テーマごとに記載の「基本要件」と「公募技術に期待する項目」に対する特徴、的確性、汎用性、実現性、独創性及び利便性等を記載すること</li> </ul>

⑥ 特許取得情報		・応募技術に関する既存の特許等取得情報について記載すること
⑦ 検証方法・実施手順		・検証項目を確認するための検証方法を記載すること ・検証期間内に確実に終了するための実施手順をフローチャート図等で記載すること。また、時点毎の検証内容を明確に記載すること※1・※2
⑧ 検証希望箇所		・技術特性に応じた検証希望箇所を記載すること ・応募者自身が検証箇所を準備する場合は、検証予定箇所を記載すること。

※1 公募対象①及び②どちらか一方の応募をする場合、検証フェーズ2における計画工程は、想定される検証方法・実施手順等を考慮し記載すること。

※2 公募対象①及び②どちらも応募する場合、検証フェーズ2を踏まえた一連の検証を実施する場合の計画工程、検証方法及び実施手順等を記載すること。

## 2) 守秘義務

技術提案書の内容は成果の一部であることから、第三者に対して開示・漏洩しない義務を有するものとします。但し、技術提案書作成者の同意を得た場合はこの限りではありません。

## 11. その他

- (1) 本公募における逆走技術の産業財産権に関しては選定企業に帰属するものとするが、検証過程において、新たに開発・付加された新技術・アイデア等については、別途協議させて頂く場合があります。
- (2) 現場検証対象技術に選定された場合は、検証実施にあたり、検証箇所を管理する高速道路会社と、秘密保持契約書及び契約を締結します（契約形態は、各高速道路会社のスキームに準じます）。
- (3) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとします。
- (4) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とします。
- (5) 応募された資料は、本公募に関わる現場検証対象技術の選定、現場検証及び評価以外に無断で使用することはありません。
- (6) 応募された資料は返却いたしません。
- (7) 選定の過程において応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合があります。
- (8) 公募に関する問い合わせに関しては、以下のとおり受け付けます。

問い合わせ先：〒100-8979 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビルディング  
東日本高速道路株式会社 管理事業本部 交通部 交通技術課 逆走対策技術公募担当宛  
E-mail：gyakusou\_koubo@e-nexco.co.jp

※E-mail の送付件名は「逆走対策技術テーマIVに関する質問」とする。

- 1) 問い合わせ期間：公募受付期間内
- 2) 問い合わせ方法：E-mail（自由様式）

参加表明書

公募技術名

「(応募する技術名を記載)」

標記の技術開発に関する公募について、参加表明書を提出します。

なお、公募要領において示された応募資格に係る要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- 東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第16号）第6条、中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条及び西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第7号）第6条の規定に該当しない者であること。
- 技術提案書の提出時点において、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社から競争参加資格停止措置を受けていないこと。
- 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社

管理事業本部 交通部長 稲葉 昌紀 殿

提出者) 住 所  
電話番号  
名称  
代表者 役職名 氏 名  
作成者) 担当部署  
氏 名  
FAX  
E-mail

(様式2)

技 術 提 案 書

公募技術名

「(応募する技術名を記載)」

標記の技術開発に関する公募について、技術提案書を提出します。

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社

管理事業本部 交通部長

稲葉 昌紀

殿

提出者)

住 所

電話番号

会 社 名

代 表 者

(役職名 氏名)

作成者)

担当部署

氏 名

F A X

E-mail

本公募への取り組み姿勢

① 実施体制

(組織体制及び本公募に携わる人数がわかるように作成してください (外注含む))

② 計画工程

主に(1) 検証に供する製品等の完成時期及び調達可能時期、(2) 検証期間、(3) 結果とりまとめ・評価等がわかるように工程表を作成してください。

(参考様式)

(1) 製品開発・調達			
(2) 検証期間			
(3) 結果とりまとめ・評価			

※ 1～2枚程度で作成してください。

## 技術概要

- ① 公募技術名 ；
- ② 技術概要
  - ・ 原理や動作概要
  - ・ 特徴
  - ・ 適用条件等を記載
  - ・ 警告手段、警告内容  
等
- ③ 公募技術に求める基本要件と公募技術に期待する項目に対する特徴
- ④ 特許取得情報
- ⑤ 検証方法・実施手順
- ⑥ 検証希望箇所または検証予定箇所

※ 1～2枚程度で作成してください。

## 技術提案書 評価基準(テーマⅣ)

### 公募対象①:逆走車両検知技術

番号	評価項目	評価の視点	評価基準	評価基準			
				評語	配点		
					優	標準	劣
1.0	0.6	0.2					
①	応募資格の確認	応募資格	参加表明書に記載の宣誓内容の確認	適・否	-		
②	応募書類の確認	応募書類	応募書類及び記入方法に不備がないこと。	適・否	-		
③	基本要件適合確認	機能(検知率)	CCTVカメラ映像(固定画角)による逆走車両の検知ができること。 【検知条件】9時～16時の晴天時において逆走車両検知率90%以上であること。ただし、汚れ、水滴、他車両等による遮蔽がない映像による。なお、誤検知率は10%未満とする。(逆走車両以外の人・動物・物体の影・路肩駐車逆走事象として検知する場合の誤検知率。なお、順走車両は逆走事象として検知してはならない。)	適・否	-		
④		機能(外部送信)	検知システムは、逆走を検知した際の逆走事象発生に関する情報を外部送信できること。	適・否	-		
⑤		機能(検知情報蓄積)	検知システムは、逆走検知情報(検知日時・検知位置等及び検知時の画像等)を蓄積し、PCまたはモバイル端末等で確認ができること。	適・否	-		
⑥		現場検証可否	現場検証にあたり、応募者又は応募者の外注により検証を実施できること。	適・否	-		
⑦	実施体制	実施体制の妥当性	適切な人員配置、下請負若しくは委任の内容	-	5	3	1
⑧	実施方針及び手順	理解度	目的、条件、内容の理解度	-	30	18	6
⑨		検証方法	検証方法の妥当性・有効性	-	25	15	5
⑩		実施手順	計画工程の妥当性	-	10	6	2
⑪	公募テーマに係る技術提案	的確性・汎用性	検知技術の的確性及び現地条件との整合性	-	15	9	3
⑫		実現性	CCTVカメラによる逆走検知の実現性確認	-	15	9	3
【現場検証対象技術 選定基準】							
現場検証対象技術は、以下の条件をすべて満たした技術を選定いたします。 1. 評価項目番号①～⑥すべて「適」であること。(1つでも「否」がある場合選定しない。) 2. 評価項目番号⑦～⑫の得点の合計が60点以上であること。							

## 技術提案書 評価基準(テーマⅣ)

### 公募対象②:注意喚起警告技術

番号	評価項目	評価の視点	評価基準	評価基準			
				評語	配点		
					優	標準	劣
1.0	0.6	0.2					
①	応募資格の確認	応募資格	参加表明書に記載の宣誓内容の確認	適・否	-		
②	応募書類の確認	応募書類	応募書類及び記入方法に不備がないこと。	適・否	-		
③	基本要件適合確認	機能(警告可否)	検知された情報を受信または取得したうえで、順走車両に対し警告ができること。	適・否	-		
④		機能(警告情報蓄積)	警告システム等は、警告した情報データ(逆走検知情報の受信及び警告日時、警告内容等)を蓄積できること。	適・否	-		
⑤		現場検証可否	現場検証にあたり、応募者又は応募者の外注により検証を実施できること。	適・否	-		
⑥	実施体制	実施体制の妥当性	適切な人員配置、下請負若しくは委任の内容	-	5	3	1
⑦	実施方針及び手順	理解度	目的、条件、内容の理解度	-	30	18	6
⑧		検証方法	検証方法の妥当性・有効性	-	25	15	5
⑨		実施手順	計画工程の妥当性	-	10	6	2
⑩	公募テーマに係る技術提案	的確性・汎用性	警告技術の的確性及び現地条件との整合性	-	10	6	2
⑪		実現性	目標とする逆走車への警告や警告内容の実現性確認	-	10	6	2
⑫		独創性・利便性	前例のない新技術の提案、デバイス類等の警告機能が簡便に作動するか	-	10	6	2
【現場検証対象技術 選定基準】							
現場検証対象技術は、以下の条件をすべて満たした技術を選定いたします。 1. 評価項目番号①～⑤ すべて「適」であること。(1つでも「否」がある場合選定しない。) 2. 評価項目番号⑥～⑫ の得点の合計が60点以上であること。							